

令和6年能登半島地震に関する要望について

北 信 越 部 会 提 出

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、輪島市や珠洲市をはじめ、能登地方を中心に広い範囲において甚大な被害が発生しました。多数の尊い人命が失われ、多くの家屋や建築物が倒壊するとともに、水道をはじめとしたライフラインは寸断され、道路や公共交通網にも深刻な被害が生じ、多くの住民が不自由な生活を強いられています。

現在、被災地では復旧作業が進められているところではありますが、これらをより迅速かつ強力に推進するためには、国や県による一層の取組と支援が不可欠であります。よって、被災者の支援及び被災地域の復旧・復興に万全を期すため、下記の措置を講じるよう強く要望します。

記

1 被災者への支援

- (1) 被災後、生活がいまだ平常に戻っていない中、被災者の心身の健康を維持するため、保健・医療・福祉サービスやメンタルケア等の必要な支援を充実させること。
- (2) 地震や津波による直接的な家屋被害だけでなく、地盤の液状化による被害も甚大であるため、住宅及び宅地の修理及び再建、半壊に至らない被災者への支援のほか、液状化対策に必要な支援を充実させること。
- (3) 被災者及び被災自治体への支援は平等に行うこと。

2 被災地域の復旧・復興

- (1) 日常生活に不可欠な上下水道をはじめとしたライフラインについて、全面復旧及び自立分散型を含む持続可能なシステムの実現による復興に向けて最大限の支援を行うこと。
- (2) 甚大な被害を受けたのと里山海道等の道路・橋梁等の交通インフラや鉄道・バス等の公共交通機関のほか、医療・福祉施設、学校施設等の公共的な施設について、応急仮設施設の整備も含め、迅速かつ十分な対策を講じること。また、幹線道路以外の生活道路についても住民の生活に不可欠なものであることから、十分な支援を図ること。
- (3) 被災した企業や地場産業、農林水産業等について、損傷した関連施設の早期復

旧を図るとともに、事業者による経営再建の取組を支援すること。

- (4) 被災地域における低廉な公営住宅の建設を国及び県が主体となって行うこと。
- (5) 災害救助法、被災者生活再建支援法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を時流に応じて改正すること。
- (6) 地震により発生した災害ごみや解体された家屋などの瓦礫の処分について、継続的に支援すること。
- (7) 液状化対策に当たり、国において必要な技術的・財政支援を講じるとともに、将来にわたって必要となる維持管理に要する経費についても手厚い財政措置を講じること。
- (8) 側方流動による土地境界のズレ等に対し、復旧・復興を図るため、通常の不動産登記法に捉われない迅速かつ柔軟な手法での境界確定について特段の配慮を行うこと。

3 財政支援

- (1) 県内、特に能登を中心に宿泊所や飲食店、土産店などの店舗が被災し、事業再開ができない観光事業者が多く出ていることから、現状のなりわい補助金の拡充や新たな支援策を充実させること。
- (2) 被災者の救援・救護、被災地域の復旧・復興に伴い、被災自治体に膨大な財政負担が生じていることから、万全な財政支援措置を早急に講じること。

4 人的支援

地方自治法に基づく中長期派遣職員や対口支援職員について、要望数に対して不足することのないよう、関係機関との調整を十分に行うこと。